

第4章 共に支え合う村づくり

4-1 地域交流

現況と課題

近年、本村では行政で提供することができない細かなサービスを行政区や住民活動団体が担うケースが見られるようになり、村民と行政の協働によるまちづくりが徐々に地域に根をおろしてきています。

地域活動では、行政区を基本に地域の付き合いやさまざまな活動が行われています。「木原城山まつり」や「陸平縄文ムラまつり」は、回を重ねるごとに多くの人を集め、村民の中で、村のまつりとして定着してきています。

今後は、村民や住民活動団体と行政が協働したまちづくりができるような施策を推進していく必要があります。



城山まつり（木原城址城山公園）

施 策

村民同士の交流活動の支援・促進

- 村民の各種交流行事の充実を図ります。
 - ・「木原城山まつり」、「陸平縄文ムラまつり」の充実
- 地域団体が取り組む自主的な交流活動を支援します。
 - ・地方自治振興協会の助成金等、コミュニティ活動に対する助成金の運用
- 村民の地域活動の拠点となる地区公民館、集会施設について、地域の要望に基づいて必要な整備・改修などを支援します。

地域間交流の推進

- 霞ヶ浦流域市町や市民団体との交流を推進します。

国際交流の推進

- 国際化社会における将来を担う人材の育成を図ります。
 - ・美浦少年のつばさ事業
- 美浦村国際交流協会の活動の充実を図ります。

平和啓発の推進

- 非核平和美浦村宣言推進協議会と連携し、平和についての啓発活動を展開します。
 - ・広島平和記念式典への参加者派遣

推進指標

- ◇ 国際交流生徒数 16人（H25）→20人（H31）
- ◇ 平和啓発活動回数 4回（H24）→4回（H31）

4-2 地域福祉・社会福祉

現況と課題

少子高齢化、核家族化の進行に加え、就労構造や経済状況の変化などさまざまな要因により、家庭や地域の相互扶助機能の低下や、地域における人と人とのつながりの希薄化が進むとともに、ライフスタイルや価値観が変化しており、福祉需要への対応は、ますます複雑多様化しています。また、保健、医療との連携はもとより、防災など多様な連携による福祉サービスの取り組みが必要となっています。

本村では、社会福祉協議会を中心に、民生委員・児童委員、福祉ボランティア、福祉団体などとの連携を図りながら、各種福祉サービスの提供や相談・支援活動を行うなど、地域福祉の推進に努めています。

今後は、本村における福祉の総合的な指針である「美浦村地域福祉計画」に基づき、地域に即した福祉サービスにより地域福祉体制の整備を図っていくとともに、村民と行政がともに手を携えて福祉に取り組む地域福祉のネットワークづくりを推進します。

施策

地域福祉体制の充実

- 研修等の実施により民生委員・児童委員活動への支援を充実します。
- 美浦村社会福祉協議会活動の支援を図ります。
- 高齢者福祉サービスの充実を図ります。
 - ・介護予防サービス、生活支援サービスなど
- 村民による地域福祉活動への参加の普及を図ります。

高齢者や障害者も活動しやすい（バリアフリー）施設の整備

- 公共施設において、高齢者や障害者も活動しやすい設備を整備します。
- 一般の住宅で高齢者や障害者が暮らしやすくするための住宅改修に対して、助成・貸付制度の普及を図ります。

障害者の社会環境づくりの推進

- 障害者福祉に関する正しい理解と認識を深める広報・啓発活動の推進を図ります。
- 障害者の雇用の啓発・職域の拡大と雇用の安定を図ります。
- 障害者を取り巻く環境の改善に向けて、施策の充実、関係機関との連携強化を図ります。
- 障害者の社会参加を促進し、障害者の人権尊重を図ります。
- 障害者支援のための基盤を整備します。

低所得者福祉の推進

- 低所得者の援護施策の利用推進等により、経済的自立への強化を図ります。
 - ・ 各種支援資金給付・貸付制度の周知・利用の推進
 - ・ ハローワーク等関係機関との連携による就労支援
 - ・ 疾病等による困窮化の防止に向けた保健支援
 - ・ 民生委員との連携による相談・指導の充実

居住対策の推進

- ひとり親家庭のための民間賃貸住宅への助成などを推進します。

介護保険の推進

- 介護に関する相談体制（福祉・保健・介護の連携体制）の充実を図ります。
- 居宅介護サービス、施設サービス提供事業者の確保に努めます。
- 介護サービス提供事業者の質の向上に努めます。

老人保健事業の推進

- 生活習慣病の予防、早期発見や健康に対する正しい知識の普及として、健康教育・健康相談・健康診査等を推進します。

国民健康保険事業の健全運営

- 国民健康保険税の適正な賦課や収納率向上に努め、国保財政の充実を図ります。
- レセプト点検の充実により医療費の適正化を図ります。
- 保険財政の健全化に向けて、村民の健康管理意識の普及を推進します。
- 特定健康診査及び特定保健指導の実施により、生活習慣病の予防を推進し、高齢期における医療に要する費用の適正化を図ります。

国民年金制度の普及

- 国民年金への加入促進を図ります。
 - ・ 年金事務所と連携し、広報みほ・村ホームページによる国民年金制度の周知・普及
 - ・ 年金事務所と連携し、国民年金適用漏れ者の把握・加入促進
 - ・ 年金事務所と連携し、役場での年金相談の実施

推進指標

- ◇ エレベーター数 0ヶ所（H25）→1ヶ所・役場（H31）
- ◇ 車いす用トイレ 10ヶ所（H25）→11ヶ所（H31）
- ◇ 介護予防教室開催回数 18回（H25）→30回（H31）
- ◇ 特定健康診査受診者数 1,332人（H25）→1,986人（H31）
- ◇ 特定保健指導実施者数 46人（H25）→131人（H31）

4-3 交通環境

現況と課題

本村は、村の中央に国道125号が整備されており、周辺市町と連絡する県道が連結されています。また、国道125号バイパスの村内未整備区間の整備も計画されており、首都圏中央連絡自動車道ICへの連絡道も含め、広域幹線道路の整備を促進していくことが必要です。

村内の生活道路は、主要な路線の整備が進み、歩道整備を含め着実に整備が進展しています。

また、橋梁については、老朽化した橋梁が多いことから、安全確保を図るため、平成25年度に策定した「橋梁長寿命化修繕計画」により、順次整備・補修を図っていきます。

近隣市町を走る鉄道や、路線バスなどの公共交通は、通勤・通学などの村民生活の重要な足であり、交通渋滞の解消や地球環境への負荷軽減といった面からも、ますますその役割が強く求められています。

しかし、本村においては、モータリゼーションの進展や路線バスの一部廃止などにより、公共交通が衰退の一途をたどり、車を運転することのできない高齢者や学生などの移動が少しずつ困難になっていることから、デマンド型タクシーの運行を開始し日常の利用・利便に供していますが、さらなる地域公共交通の確保が求められています。

交通安全については、交通安全推進員、交通安全母の会や安全運転管理者協議会など関係機関と連携しながら、交通安全運動を組織的・継続的に展開しています。また、交通安全教育の普及徹底において、幼児から高齢者に至るまで、各種交通安全教室を開催しています。特に今後の高齢化の進展にともない、高齢者の交通事故防止の徹底を図る必要があります。

施策

生活道路の整備

- 村民の要望を踏まえ、村全体での優先順位を明示しながら、生活道路整備を進めます。
- 村道の整備を推進します。
- 広域幹線道路の整備を促進します。
- 景観道路の整備を推進します。

交通安全施設の整備

- 歩道の新設・改良整備を進めます。
- 交通安全施設の整備を図ります。
 - ・ 道路照明灯、防護柵、カーブミラーなどの整備
 - ・ 雨水排水不良箇所の側溝整備
 - ・ 横断歩道や信号機の新設（警察等関係機関への要請）

交通安全活動の推進

- 交通ルールの遵守（シートベルト・チャイルドシート利用、スピード違反・飲酒運転撲滅等）と交通マナーの向上（歩行者への配慮、車外へのゴミの投げ捨て禁止等）を推進します。
 - ・ 県、警察、交通安全協会等との連携による交通安全普及活動の強化
 - ・ 交通安全推進員、交通安全母の会等の活動支援
- 交通安全行動を習慣づけるための交通安全教育の充実を図ります。
 - ・ 幼稚園、小・中学校における交通安全教育の推進
 - ・ 高齢者向けの交通安全教育の推進
 - ・ 薄暮時の反射材利用促進
 - ・ 高齢者の運転免許自主返納支援

公共交通の充実

- 高齢者社会に対応する交通環境の確保を図るため、デマンド型タクシー（やまゆりタクシー）の推進を図ります。
- 交通弱者に対応する公共交通手段の整備を推進します。

推進指標

- ◇ 歩道整備延長 21.9 km (H25) →24.4 km (H31)
- ◇ 交通事故件数 40 件 (H25) →34 件 (H31)



交通安全キャンペーン（国道125号バイパス）

4-4 防犯・防災

現況と課題

村民の生活様式が多様化するにつれ、犯罪の形態は広域化・大型化・凶悪化するとともに、子どもたちを取り巻く生活環境は悪化の傾向にあり、安全で安心して生活できる環境をつくるには、村民自らが防犯対策に取り組んでいかなければなりません。

そこで本村では、地域安全パトロールなどの活動に取り組んでいますが、今後も引き続き、村民の安全な生活を守るため、村民一人ひとりの意識啓発を図るとともに、警察署などの関係機関や地域防犯組織との連携による防犯活動を展開していくことが必要です。

防犯灯については、各区長からの要望により、現地を調査のうえ設置・修繕を実施しています。また、平成25年度からはLED化を図り、維持管理費の削減に努めています。今後は、通学路への設置要望が多いことから、計画的な整備を図ることが必要です。

防災については、近年、風水害や地震など大規模な災害につながる自然現象が全国各地で頻発しています。平成23年3月には東日本大震災が発生し、村内でも多くの箇所で大被害が発生しました。こうした自然環境の変化に備え、村では「美浦村地域防災計画」の全面的な改定を行い、「美浦村土砂災害ハザードマップ」や「美浦村揺れやすさマップ」、「美浦村地域の危険度マップ」などを作成し、全戸配布により村民への周知を図りました。

また、防災に対する村民意識の普及啓発を図るため、平成24年度から防災訓練を実施するとともに、災害時に備えて食料・水の備蓄を行っています。

さらに、災害時の相互応援についても、国土交通省関東地方整備局との情報連絡員派遣協定や、福島県大玉村・茨城県茨城町との相互応援協定の締結、生活物資などの供給及び救援活動の協力について、※民間機関との応援協定を結んでいます。

今後は、災害時の避難所となる公共施設などの整備や、地震災害などに対する消防防災設備、災害用品の備蓄などの応急体制の整備、充実が必要となります。

※平成25年度までに災害時における各協定を締結した団体

美浦村建設業協同組合（公共土木施設等応急復旧工事協定）、茨城県トラック協会県南支部（物資輸送協定）、（株）コメリ・パルシステム茨城・いばらきコープ・ヨークベニマル美浦店（生活物資供給等協定）、共成レンテム・アクティオ（レンタル機材提供協定）、土浦ケーブルテレビ（放送協定）、茨城県石油業協同組合稲敷支部美浦部会（燃料優先供給協定）、関東電気保安協会茨城事業本部（電気設備復旧協定）

施 策

防犯態勢の充実

- 戸締り、隣近所での声の掛け合いなど、家庭や地域での防犯意識の普及を図ります。
- 防犯体制の強化を図ります。
 - ・ 防犯連絡員協議会、防犯連絡員の活動促進、地域安全パトロールの実施
 - ・ 県、警察等との連携
- 犯罪を抑える環境づくりに向けて、広報・啓発を行います。
 - ・ 高齢者の詐欺被害防止
 - ・ 侵入犯罪の防止
 - ・ 自動車、農業機械、工事機械等の車両盗難の抑止
- 防犯灯の整備充実を図ります。

防災・消防・救急態勢の充実

- 消防団の充実を図ります。
 - ・ 消防団員の教育・訓練の充実
 - ・ 消防施設（防火水槽・消火栓など）の適正配置・整備
- 村民・事業所における防災知識の普及と、自主防災体制の組織化を図ります。
 - ・ 避難所・経路の周知、防災用品常備のPR
 - ・ 防災訓練の充実
- 公共施設の耐震改修を進めます。
- 防災施設・設備の充実を図ります。
 - ・ 災害に強い情報連携システムの運用・利活用
 - ・ 茨城県防災情報システム、J-ALERT、Em-Netの維持・管理の推進
 - ・ 備蓄品の整備・管理
- 災害対策の基本となる地域防災計画を常に最新の情報によって更新・管理します。
- 稲敷地方広域市町村圏事務組合消防本部の円滑な運営促進を図ります。
- 美浦村耐震改修促進計画に基づき、耐震化されていない一般住宅や多数の者が利用する特定建築物並びに公共建築物の耐震化を進めます。
- 救急医療機関の充実を図ります。

推進指標

- ◇ 村民の防犯対策に関する満足 26% (H25) →32% (H31)
- ◇ 防災訓練参加地区数 18地区 (H25) →56地区 (H31)
- ◇ 自主防災組織 5地区1,030人 (H25) →10地区2,000人 (H31)
- ◇ 消防団 10分団16部 295人 (H25) →10分団10部 200人 (H31)



美浦村消防出初式



美浦村消防団操法訓練

第5章 元気で活力ある地域産業の形成

5-1 地産地消

現況と課題

近年、消費者の農産物に対する安心・安全志向の高まりや生産者の販売多様化の取り組みが進む中で、消費者と生産者を結び付ける「地産地消」への期待が高まっています。

本村では、主要な農産物である米や、新鮮な四季の野菜などが豊富に生産されており、学校給食の食材としての利用やJA直売所での販売等を行ってきました。

今後は、地域交流拠点施設の建設をはじめ、観光や農業等の地域資源を活用しながら、都市と農村の交流などにより、新たな地域資源を発掘することが必要となります。

施策

地元の消費者から支えられる産業の展開

- 消費者の声を採り入れる産業振興の仕組み・体制の確立を図ります。
 - ・ 消費者需要調査
 - ・ 物産、サービスの開発
 - ・ 農産加工品の開発
- 農業や地場産物に対する消費者の理解普及を図ります。
 - ・ ふれあい農園の運営充実
 - ・ 地元農業者による農園指導の推進
- 地産地消に関して、農業者、商業者、農業協同組合、漁業協同組合、商工会、観光協会等との連携、推進体制の確立を図ります。
- 農産物直売所を中心に、村内の物産紹介・販売や消費者活動、広域誘客の拠点となる物産館の設立・整備の検討を進めます。
- 農産物直売組織を育成・支援し、生産体制、販売体制の確立を図ります。

安心・安全な消費生活の推進

- 安心・安全な消費活動を普及させる一環として、地産地消の振興を図ります。
 - ・地産地消のキャンペーンの展開（「Eみほ」商品の普及）
 - ・学校教育、学校給食における地域物産の普及
- 地域の生産・販売所等との連携を図りながら、安心・安全な消費活動につながる消費者組織の育成・支援を図ります。
- 消費生活に不安・問題を抱える消費者に対する身近な相談窓口の設置・利用促進を図るとともに、多くの村民に消費生活知識の普及を図ります。
 - ・県消費生活サポーター養成講座への参加促進、村消費生活サポーター活動の充実
 - ・消費生活相談できる人材（消費生活アドバイザー）の育成

広域誘客の推進

- 広域誘客の基盤整備を進めます。
 - ・広域幹線道路の整備促進
 - ・県と連携し、霞ヶ浦沿岸へ「水郷筑波サイクリングコース」を整備
- 観光ルートとして、歴史・伝統文化をゆっくりめぐって過ごせる「動く博物館」の環境づくりを進めます。
- 農業や里山体験の行事の開催等を通じて、大都市圏の消費者との交流を進めます。
 - ・里山の保全へのボランティア参加
 - ・陸平縄文ムラまつり、木原城山まつりの充実
- 本村の物産・観光資源の知名度の向上
 - ・各種広告媒体の活用充実
 - ・大都市圏における各種物産展への参加

霞ヶ浦の観光物産を主軸にした水産業の振興

- 霞ヶ浦の環境保全と一体的に漁業資源の確保を図ります。
 - ・ワカサギ、鰻の稚魚放流
- 水産業者の連携支援と、物産の振興支援を図ります。
 - ・霞ヶ浦漁業協同組合美浦村支部・美浦村安中支部・水産振興協議会の活動充実
 - ・各種物産展への参加促進

競争力の高い農業の確立

- 担い手農家を支援します。
 - ・担い手農家への農地の流動化の促進、経営規模の拡大
 - ・認定農業者や農業生産法人の農業経営支援、新規就農者の相談・支援
- 集落における農業者の話し合いによって要望に応じた農業基盤の整備を進めます。
 - ・大区画型圃場の整備、農道の整備
- 農業改良普及センター等の関係機関と連携しながら、特産品、銘柄品の開発・育成を進めます。
- 堆肥利用の有機・減農薬栽培を推進します。
 - ・J R A美浦トレーニング・センター、畜産農家との連携



5-2 企業誘致・育成

現況と課題

本村では、木原地区の市街化区域（工業専用地域）を大きな柱として企業誘致を推進してきました。その間にも本村を取り巻く環境は大きく変化しており、首都圏中央連絡自動車道の整備効果により、道路交通の円滑化が図られ、首都圏へのアクセスが向上し、産業需要の優位性が高まることが期待されます。

これまでも、村民の雇用や地域経済を支える産業の活性化を図るため、「美浦村産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例」を、進出企業にとって有利な条件として制定するとともに、関係機関との連携により企業誘致活動を推進してきましたが、今後も引き続き積極的な企業誘致活動を展開し、新たな企業の立地を促進することが必要です。

また、本村でも、人口減少が進行するなかで、村内に定住を求める家庭や企業誘致にともなう転入者を迎え入れる住宅地の確保を図り、人口の増加と活力あるまちづくりを推進するために制定した「美浦村定住促進条例」による奨励金の交付等により、本村への定住を促進します。さらに、空き家バンク制度の充実により、村民と都市住民の交流拡大や定住促進による地域活性化を図ります。

施策

事業者活動の支援

- 商工会等との連携により、地域からのビジネスチャンスの発掘、人材育成、中小事業者の技術向上に向けて、地域事業者の交流促進を図ります。
 - ・産業間・企業間の交流会、研修会の開催支援
 - ・工業クラブ、事業者団体の活動充実
- 商工会等との連携により、工場・事業所等の経営改善指導、新規事業開拓の制度的な支援を図ります。
- 労働環境、雇用条件の向上に向けて、広域的に連携しながら中小企業の福利厚生施設の充実を図ります。
- 商業地の環境整備を支援します。

- 村民の居住環境の向上及び村内施工業者の振興を図るため、村内の施工業者によって住宅リフォーム工事を行う者に、その経費の一部を補助します。

産業基盤の充実

- 国道 125 号バイパス延伸（村道 102 号線とは平面交差）の早期整備を県に働きかけます。
- 首都圏中央連絡自動車道インターチェンジへの円滑な接続を確保するための路線の整備を、隣接自治体と連携を図りながら推進します。
- 県道の早期整備を関係機関に働きかけます。
 - ・ 県道稲敷～阿見線、美浦～栄線、上新田～木原線、大山～江戸崎線
- 広域幹線道路上宿～大須賀津線の阿見町島津までの延伸を関係機関に働きかけます。
- 企業誘致のための用地の確保を推進します。
- 村内に定住を求める家庭、企業誘致にともなう転入者を迎え入れる住宅地の確保を推進します。
 - ・ 定住促進奨励金交付事業の広報及び推進
 - ・ 空き家バンク制度利活用の充実

企業誘致の推進

- 情報収集・提供活動を強化し、技術先端型業種の工場や研究所等をはじめとする企業誘致を推進します。
- 大谷地区において、国道 125 号バイパス延伸と併せ商業地の形成を推進します。

推進指標

- ◇ 誘致企業数 1 件（H25）→3 件（H31）

第6章 みんなが一体となって進める村づくり

6-1 住民参加

現況と課題

村民の行政に対するニーズがますます複雑化・多様化する中、これまで以上に村民と行政との適切な役割分担とパートナーシップが重要となってきたおり、とりわけ東日本大震災などの自然災害の発生をきっかけに、自主的に地域活動に参加するボランティアなどへの関心や注目が高まっています。

今後も、まちづくりの主役は村民一人ひとりであることの更なる意識づけと、地域活動の主体である行政区をはじめとする地域コミュニティの基盤を強化するとともに、まちづくりに関心を持つ村民が活動しやすい環境づくりを推進する必要があります。

また、村民生活に役立つ情報や村政の課題・将来計画等の行政情報を、村民に迅速かつ正確に提供する「広報活動」と、村民が抱えている村政に対する要望や提案・意見を聴き、村政に反映させる「広聴活動」は、村民と行政の相互理解や信頼関係を築き、協働によるまちづくりを推進していくうえで重要な役割を担っています。

村ではこれまでに、広報活動の柱である「広報みほ」を毎月発行し、村政情報の提供を行ってきました。さらに、インターネットを通じて、村のホームページからも村政の情報を提供してきました。

一方、広聴活動では、「村長へのたより」や村政全般または施策・計画ごとのパブリックコメントの実施などにより、さまざまな意見を聴き村政に反映させることで、協働のまちづくりを推進してきました。また、区長と村長との懇談会や各団体と議員との一般会議の開催により、多くの意見聴取を図ってきました。

今後も、協働のまちづくりを推進していくために、広聴機能・活動を充実させ、村民の村政への参加意識の向上や、参加機会の拡大が求められています。

施 策

広報と広聴の充実

- 村づくりの情報を詳しく、わかりやすく伝えられるよう「広報みほ」の紙面・内容の充実を図ります。
 - ・ 地域活動、地域情報の紹介の充実
 - ・ 議会活動を詳しく、わかりやすく伝えられるよう「みほ議会だより」の内容充実
- 村ホームページの充実を図ります。
 - ・ 村民の意見を求める機能の充実による双方向伝達手段としての活用
 - ・ 電子自治体の整備による行政サービスの充実
 - ・ タブレット端末を利活用することによる議会資料等のペーパーレス化推進
- 行政情報の説明責任（アカウントビリティ）の仕組みの構築・徹底を図ります。
 - ・ 情報公開制度の適切な運用、行政情報を村民からの要望に沿って提供できるよう資料の整理
 - ・ 村民に対する行政職員の説明責任能力の向上
- 多くの視点から村民の意見を集め、村政への反映を図ります。
 - ・ 村民の意向調査のきめ細やかな実施
 - ・ 行政計画策定における各種審議会、協議会の設置、公募の充実
 - ・ パブリックコメントにより、村の基本的な施策などを策定・改定する過程において、事前にその案を広く公表し、村民のだれもが意見等を述べることができる機会を設け、それに対する村の考え方を公表する
 - ・ 行政計画の実施・推進状況についての監視体制の確立
 - ・ 村民と議員との意見交換会の定期的な開催

自主的な地域活動の促進

- 地域における村民同士の話し合いを支援します。
 - ・ 出前講座（村民の会合で要望に応じて村職員が最新の行政情報を紹介する等）の導入・活用
 - ・ 地域の土地利用方針の策定
 - ・ 地域団体との連絡調整の充実
- 地域団体が取り組む自主的な交流活動を支援します。
- 行政サービスの充実におけるボランティア活動、専門的活動体制の促進を図ります。
 - ・ 環境保全、歴史、健康づくり、スポーツ、図書、福祉、防災など活動機会の拡充
 - ・ 特定非営利活動組織（NPO）の育成・支援

推進指標

- ◇ NPO法人数 2法人（H25）→3法人（H31）



陸平貝塚を皆で調べよう講座（現地発掘調査）

6-2 人権尊重

現況と課題

人権は一人ひとりが幸せに生きるための権利です。憲法では基本的人権の尊重が定められており、それぞれの人権が尊重され、虐待や差別のない社会を目指します。

人権に関する諸制度の整備や施策が図られていますが、依然として子どもや高齢者への虐待、いじめ、家庭内暴力などの人権侵害が起きており、大きな社会問題となっています。これらの背景としては、人権尊重についての正しい理解や行動が十分に定着していないことも一つの要因と考えられます。

本村では、これまで人権尊重の啓発活動や学校教育での人権教室などを通して、人権に対する正しい理解と行動がとれるよう取り組んできました。今後も福祉や教育など関係部門と連携して人権教育・啓発に努めます。

施 策

一人ひとりの人権を尊重する意識を高める

- 人が人らしく生きる権利（人権）の尊重という基本的な意識を根付かせるため啓発活動を推進します。
 - ・ 人権尊重啓発パンフレット・グッズの配布
- 人権尊重のための知識・態度を養うため人権教育を行います。
 - ・ 人権の大切さを考え、身につけてもらうため、小中学校での人権教室の開催や人権作文コンテストへの応募
 - ・ 同和問題研修会への参加などによる、職員の意識の向上

人権侵害を未然に防ぐ

- 虐待やいじめなど人権侵害のおそれがあるものについて、未然に防ぐよう体制を整備します。
 - ・ 村、民生委員、県、児童相談所等関係機関との連携による適切な対応
 - ・ 定期的にも人権相談所を開設し、人権擁護委員による人権相談の実施

6-3 男女共同参画

現況と課題

本村では、男女が互いに人権を尊重し、社会のあらゆる分野でその個性と能力を十分に発揮する機会が確保され、責任を対等に分かち合うことができる社会の実現を目指して、「男女の個性がいきるまちを目指して 美浦村男女共同参画計画」に基づき、各種事業を実施することにより、村民の意識啓発を推進してきました。

今後も、計画に基づき、男女がともに自立して個性と能力を発揮し、社会形成に参画できるよう取り組みを進める必要があります。また、新たな課題として、男性・子どもにとっての男女共同参画、地域・防災などにおける男女共同参画に係る施策の展開が求められます。

施 策

男女の人権を尊重する意識を高める

- 男女平等意識を確立するための学習や教育を推進します。
 - ・ 広報紙、ホームページや情報誌等の活用による男女共同参画情報の収集と提供
 - ・ 誰もが参加できる男女共同参画セミナーなど、学習機会の提供
 - ・ 男女共同参画に関する意識調査の実施による実態の把握
 - ・ 「男女の個性がいきるまちを目指して 美浦村男女共同参画計画」の推進
 - ・ 子どもに接する機会が多い保育士や学校教諭などへの研修

男女が共に仕事と子育て・生活を両立できる環境の整備

- 家庭、働く場における男女共同参画を促進します。
 - ・ 相談事業、親子教室、子育て広場、家族介護教室の実施による男女共同参画の実践支援
 - ・ 仕事と家庭を両立するために必要となる多様な保育・介護サービスの充実
 - ・ 農・工・商・自営業に携わる女性の活動の支援
 - ・ 母親再就職支援事業等、職業訓練や相談に関する情報の提供など、再就職希望者の支援

誰もが参加できる社会の構築

- 地域社会、国際社会における男女共同参画を促進します。
 - ・ 女性人材の発掘、育成と、政策・方針決定過程への女性の登用
 - ・ さまざまな分野における男女で取り組むまちづくり活動の支援
 - ・ 世界女性会議や各種国際交流事業に関する情報の収集と提供
 - ・ 国際的な女性支援活動に対する支援の検討
 - ・ 女性消防団の充実や自主防災組織の整備

配偶者などからの暴力や人権侵害のない社会の実現

- 配偶者などからの暴力の根絶に向けた取り組みを推進します。
 - ・ 暴力や人権侵害の根絶に向けた意識啓発と情報提供
 - ・ 相談窓口の充実と効果的な支援

健康で安心して暮らせる仕組みの整備

- 生涯を通じた健康を支援します。
 - ・ 食生活や運動を通じた男女の健康づくり支援
 - ・ 家族計画・思春期保健の普及
- 子どもや高齢者を支援します。
 - ・ 子どもが安心できる場の確保、子どもが気軽に相談できる体制の充実
 - ・ 高齢者の生きがい活動支援、高齢者の人権尊重

推進指標

- ◇ 「男は仕事、女は家庭」と思わない人の割合 59.9% (H25) →70% (H31)
- ◇ 各審議会等への女性の登用率 14.1% (H25) →30% (H31)

6-4 行財政改革

現況と課題

近年、地方自治体を取り巻く環境が大きく変化する中、これまで取り組んできたさまざまな行政サービスには、その適時性や効率性といった視点に基づく改善が必要です。

本村では、「第3次美浦村行政改革大綱」に基づき、計画的で効率的な行政運営を図るため、事務事業の見直しを実施するなど、社会環境の変化と村民ニーズに対応した行政改革を推進しています。

また、財政面では、少子・高齢化にともなう経費の増加や普通交付税の減など、それらに対応した財源の確保と事務事業の見直しが必要です。

さらに、行政運営の効率化と村民サービスを向上させるためには、民間に委託することが適当な業務や公の施設については、民間委託や指定管理者制度を推進し、民間活力の有効活用に取り組む必要があります。

今後も自主財源の確保や職員の資質向上、民間委託の推進により、社会変化に的確に対応できる持続可能な行財政システムの構築を図ることが重要です。



役場庁舎

施 策

村民サービス向上への組織体制の充実

- 事務管理体制の充実を図ります。
 - ・ ファイリングシステムの充実
 - ・ 事務処理についてマニュアル化を推進し、迅速確実な事務執行の推進
 - ・ 各課横断的な処理が必要な事務、集中的に処理すべき事務については、ワーキングチームを活用し、効率的な事務処理の推進
 - ・ 社会情勢の変化と多様化する行政の需要に対応して、迅速かつ適正に事務処理ができるよう、組織機構と事務分担の見直しの推進
 - ・ 大規模な災害・事故時においても村の重要業務を実施・継続できるよう、ICT部門以外の庁舎全体の業務継続計画（BCP）の策定の推進
- 情報化推進計画に基づく地域情報化と庁内情報化の推進
 - ・ 行政、地域、住民の連携を支え、次世代を担うリーダーを育成するための地域ICT人材を育成・活用を推進
 - ・ 子どもには安全、お年寄りには安心、働く世代には快適を提供し、情報弱者をつくらない、人に優しいICTライフライン機能の充実
 - ・ いつでもどこでも誰でも利用可能な、費用対効果の高い情報化、自律継続運用可能な、地域活性化の原動力となる情報化の推進
 - ・ 業務改革・行財政改革の効果を見える化し、住民サービス向上と行政効率の高い庁内情報化を推進
 - ・ 災害等の危機管理や情報セキュリティ対策の高い庁内情報化を推進
- 個人能力を生かし、やる気を引き出す組織体制の充実と人材育成を推進します。
 - ・ 明確な目的に沿った人材の育成、研修効果を生かす組織の構築
 - ・ 研修や担当ごとのミーティング等を通し、向上心の高揚と明るい環境づくりの推進
 - ・ 職種別、階層別、専門分野等の研修を充実
 - ・ 職員一人ひとりが行政事務全般についてある程度の知識を持ち、村民に接することができるような実務研修の充実
 - ・ 職員個々の能力や実績等を的確に把握し、適材適所の人事配置やメリハリのある給与処遇を実現し、業務遂行意識を向上させ、公務効率の一層の増進を図る人事評価制度の充実

自主的な財政運営の推進

- 歳入歳出構造の点検、節減・合理化の徹底を図ります。
 - ・新地方公会計制度による財務4表の分析に基づく財政管理
 - ・中期財政計画の検証、見直し
 - ・事業評価制度に基づく事務・事業の点検
 - ・職員のコスト意識（無駄を抑える意識）の浸透・徹底
 - ・電子決裁の導入
 - ・指定金融機関の輪番制の導入
- 民間活力の効果的な活用を図り、人件費の抑制に努めます。
 - ・行政サービスの向上と効果的かつ効率的な行政運営を図るため、民間の持つ能力等の有効な活用
 - ・民間及び専門能力のあるNPOなどへ委託可能な業務の民間委託による人件費削減
 - ・定員適正化計画を見直し、臨時職員の活用、民間委託等の推進
- 企業誘致の推進と産業政策の充実を図ります。
- 徴収対策の強化を図ります。
 - ・税負担の公平性の確保と納税意識の向上
 - ・効果的・効率的な事務執行による滞納額の圧縮
 - ・不動産公売・給与差押えなど滞納処分の強化
 - ・クレジット収納等新たな収納チャネルの拡大

広域行政の推進

- 周辺自治体との積極的な情報交換、連携に努めます。
 - ・稲敷郡内、稲敷市の施設との機能・役割分担を明確にするとともに、他の施設との連携のあり方を検討し、市町村間での相互利用協定に基づき、広域的利用等への転用など、既存施設の有効利用の推進

推進指標

- ◇ 職員一人あたり人口 104人（H25）→106人（H31）
- ◇ 経常収支比率 92.4%（H25）→85%（H31）